

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくばみらい市長 小田川 浩

市町村名 (市町村コード)	つくばみらい市 (8235)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊奈地区 (小張、豊、谷井田、東、三島、板橋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月8日 (第7回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在の耕作者の高齢化が進んでいることなどの理由から、担い手に農地を集積するにあたっては担い手が引き受ける農地については限度があり、若い担い手の育成が急務である。経営規模については、拡大の意向のある者もいる。また、営農地区については自身の居住地区を中心に拡大していきたいという意向が多いが、別地区であっても営農地区を拡大し、耕作していきたいという意欲を持った担い手もいる。

・今後については、後継者が確保できている担い手がいる一方で、後継者が確保できず、将来的には高齢を理由に農業を辞める意向の担い手もいる。

・陸田で麦を耕作している担い手が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の関係(5年水張ルール)で、令和9年度から交付対象外となることにより耕作を辞め、遊休農地が増えてしまうことが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,860 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,813 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手に対して、農用地の集積・集約を進める。また、集積・集約を進めていくには、担い手のみならず、地権者の意向も踏まえ、耕作しやすい土地の集約方法などについても考えていく必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の支援に取り組む。地域内外問わず、多様な経営体を確保するため、県等の関係機関と連携して新規就農者などの相談体制の確立や、農業の活性化や耕作放棄地の解消にも繋がるような、地権者及び耕作者のマッチングについて検討していく必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				